

「長野県自転車安全・安心PRキャラクター」使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、「長野県自転車安全・安心PRキャラクター」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び目的）

第2条 キャラクターの名称は、「長野県自転車安全・安心PRキャラクター 風野りん」（読み仮名：かぜのりん）とし、長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例（平成31年条例第6号）第1条に定める自転車事故のない安全で安心な県民生活の確保及び自転車の利用促進を図るために使用するものとする。

（定義及び権利帰属）

第3条 この規程において、カットイラストとは別記に掲げるものとし、デザインとは県がキャラクターを用いて制作した著作物を指す。

2 カットイラスト及びデザイン（以下「イラスト等」という。）に関する一切の権利は、県に属する。

（使用料）

第4条 イラスト等の使用は、無償とする。

（使用申請及び承認等）

第5条 イラスト等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ次の各号に掲げる書類等を添えて、長野県県民文化部くらし安全・消費生活課長（以下「担当課長」という。）に提出し、その承認を得るものとする。

（1）「長野県自転車安全・安心PRキャラクター」使用申請書（別記様式）

（2）イラスト等の使用状況がわかるもの

2 前項に拘らず、次の各号のいずれかに該当するときは、担当課長の承認を得ることなくイラスト等を使用することができる。

（1）国又は地方公共団体が使用する場合

（2）教育機関等が、自転車の安全教育のために使用する場合

（3）報道関係機関が、報道又は第2条後段に定める目的に係る広報のために使用する場合

（4）報道関係機関以外の者が、前号に準ずる目的で使用する場合（特定の商品等に関する宣伝媒体での使用を除く）

（5）その他、担当課長が承認の手続きを必要としないと認める場合

3 使用申請書が提出されたときは、担当課長はその内容を審査し、イラスト等の使用が第6条各号のいずれかに該当する場合又は第7条各号に定める遵守事項に違反するおそれが認められる場合を除き、使用を承認するものとする。

- 4 担当課長が必要と認める場合は、前項の使用承認に条件を付すことができる。
- 5 前二項による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とする等、独占して使用する権利を付与するものではなく、他の申請者による同様の申請を妨げない。
- 6 使用者は、必要に応じてイラスト等の電子データの提供を受けることができる。

(使用制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、イラスト等を使用してはならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する目的又はそのおそれがある目的に供される場合
- (2) 県の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (3) 第2条後段に定める目的を逸脱する場合
- (4) キャラクターのイメージを損なうおそれがある場合
- (5) 県の事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (6) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (7) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し又は支援するおそれがあると認められる場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2項に定める営業を行う者が使用する場合
- (9) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に定める暴力団員又は同条第6条1項に規定する暴力団関係者が使用する場合
- (10) その他、イラスト等の使用が適切でないと認められる場合

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、イラスト等の使用に当たり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等の一部のみを使用したり、又は合成・変形・色変換などの画像処理をしたり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、担当課長が必要と認めるときは、この限りではない。
- (2) 「長野県自転車安全・安心PRキャラクター 風野りん」及び「イラスト／雨宮理真」の文言を表示すること。
- (3) 第5条第3項の承認を受けたときは、承認された用途以外で使用しないこと。また、同条第4項により付された条件に従うこと。
- (4) 承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 県が特定の企業・団体・商品等を斡旋・推奨しているような印象を与えないこと。
- (6) イラスト等自体を商品化しないこと。また、イラスト等を使用した物件を商標登録しないこと。
- (7) イラスト等を使用した物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(使用承認の取消及び使用停止等)

第8条 担当課長は、使用者に使用状況等について報告させ又は調査することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、担当課長は、使用承認を取り消し、使用者に対して使用停止及び使用物件の回収等の措置を請求することができる。

(1) この規程に違反した場合

(2) 第5条第1項の申請に虚偽のあることが判明した場合

(3) 前二条の各号のいずれかに該当するに至った場合

(4) その他、使用が不適當であると認められた場合

3 県は、前項の規定による使用承認の取消及び使用停止等に起因し使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。また、使用物件の回収等の経費は使用者の負担とする。

(経費等の負担)

第9条 県は、この規程による申請に要する費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 県は、イラスト等の使用に起因する損失補償について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、イラスト等の使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全ての責任を負う。また、使用者は、故意又は過失により県に損害を与えた場合は、その損害を県に賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年11月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月14日から施行する。

別記（第3条関係）：カットイラスト

A



B



C



別記様式（第5条関係）

「長野県自転車安全・安心PRキャラクター」使用申請書

年 月 日

長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課長 様

所在地
事業者名等
代表者職氏名

印

長野県自転車安全・安心PRキャラクターを使用したいので、「長野県自転車安全・安心PRキャラクター」使用規程に同意の上、下記のとおり関係資料を添えて申請します。

記

法人(個人)名	
所在地	〒
連絡先	TEL FAX E-mail 担当者
主たる事業内容	
使用目的・物件	

(添付資料)

イラスト等の使用状況がわかるもの